

**令和8年度 那覇港新規航路誘致促進事業  
公 募 要 項**

那覇港管理組合

### 1. 那覇港の目指す姿

那覇港は、東アジアの中心に位置する優位性を活かし、日本本土と東アジア・東南アジアの主要港を繋ぐ中継拠点港化による航路網の充実を図り、沖縄県の自立型経済の構築を支えるとともに、日本及びアジアの経済・産業の成長に貢献することを目指しています。

### 2. 本事業の目的

那覇港では、輸入移入超過(いわゆる「片荷輸送」)となっていること、外貿取扱貨物量が少ないこと、外国への直航航路が少ないこと等の要因により、本土港湾に比べて海上運賃が割高となっています。この課題解決に向け、本事業は、那覇港における新規の国際航路の開設を行う外航船社に対し、その費用の一部を支援することにより、那覇港における航路の拡充と国際コンテナ貨物の増大を図るとともに、コストやリードタイム等を検証し、今後の施策に反映させ、那覇港の海上運賃の低減に結びつけることを目的としております。

### 3. 対象事業者

外航船社またはその日本代理店

### 4. 支援対象

以下を支援対象とします。

：那覇港における新規の国際航路の開設

「那覇港における新規の国際航路の開設」とは以下の2つを想定しています。

- ① 那覇港への新規寄港による国際コンテナ航路の開設
- ② 那覇港に寄港している航路の再編により、他港を経由せずに那覇港と新たな寄港地を直接結ぶ国際コンテナ航路の開設

### 5. 支援の要件

(1)那覇港における新規の国際航路の開設

- ① 那覇港への新規寄港または既存航路の再編により、現在の那覇港の航路ネットワークが拡充されると認められるものであること
- ② 補助金交付決定通知の日以降に開設された新規の国際航路であること
- ③ 原則として、令和9年1月末まで航路を運航する\*こと

\*那覇港に月 2～4 便、定曜日に寄港することとします。

(2)輸送の効果検証、結果活用の同意

- ① 輸送関連情報(海上運賃、リードタイム、輸送実績等)の提供(事前・事後)
- ② 本事業に係るヒアリング調査への協力

※本事業で収集された情報は、本事業の目的以外では使用いたしません。

※輸送コストの比較(従前を100とする)程度は事例として活用させていただきますが、それ以外の情報の公開・非公開の範囲については別途協議の上、決定させていただきます。

※航路を利用する荷主にも本事業のヒアリングを行う予定ですので、ご協力をお願いします。

## 6. 支援内容

### (1)基本的な考え方

- ① 本事業に新たに応募する外航船社またはその代理店(以下、「応募事業者」という。)は、希望する支援について、那覇港管理組合へ一括して申請書類等を提出し、那覇港管理組合の審査を受けるものとします。
- ② また、既に本事業に参画している事業者については、別途継続に関する要件等に基づき申請及び審査を行うものとします。
- ③ 応募事業者から提出された申請書類を基に、那覇港管理組合は選定された応募事業者との協議の上で、具体的な支援内容と額を決定致します。ただし、支援額については、予算の範囲内で決定・交付します。
- ④ 補助金の請求に関しては、令和9年2月19日までに実績報告書及び添付書類を提出するものとする。また、補助金の支払いに関しては令和9年3月上旬から4月下旬までを目途とする。(※詳細は、「8. 支援実施スケジュール参照」)

### (2)具体的な支援内容

#### A: 那覇港における新規の国際航路の開設

支援対象	支援実施者	支援内容	上限等
○ 那覇港寄港に伴う諸経費への支援	那覇港管理組合	・タグ、パイロット費用 ・綱取り/放し費用 ・燃料費 等	1寄港当たり最大 150 万円(ただし、4-A-②については、1寄港当たり最大 75 万円、左記経費の合計の 1/2 以内とする)

※4-A-①: 那覇港への新規寄港による国際航路の開設

4-A-②: 那覇港に寄港している航路の再編により、他港を経由せずに那覇港と新たな寄港地を直接結ぶ国際航路の開設

※トランシップされる貨物は対象外とする。

## 7. 事業期間(実証実験の期間)

公募は随時募集とし、事業期間については別途協議の上決定する。

## 8. 支援実施のスケジュール(新規応募事業者)

項目	時期	概要
(1)事業の公募	随時募集	【那覇港管理組合】 ・支援策、要件の提示
(2)実証実験への応募 (申請)	令和8年4月1日から令和8年 12月28日(月)まで	【船社・同代理店】 ・補助金交付申請書(実施に関する計画 等)等の申請書類の提出
(3)公募要項等に関する 質問	随時	【船社・同代理店】 ・質問書の提出
(4)質問への回答	随時	【那覇港管理組合】 ・公募要項等に関する質問への回答
(5)申請内容の確認・審 査	随時	【那覇港管理組合】 ・実現性、効果等の確認・審査、通知
(6)実証実験の実施に 向けた同意書の提出	審査結果通知後	【船社・同代理店】 ・実証実験の実施に向けた同意書の提出
(7)補助金交付決定通	同意書提出・確認後	【那覇港管理組合】 ・補助金交付決定の通知
(8)実証実験の実施	随時	【那覇港管理組合】【船社・同代理店】 ・実証実験の実施
(9)補助金の請求・根拠 資料提出・審査	令和9年2月19日(金)まで	【船社・同代理店】 :請求書・根拠資料の提出・審査
(10)補助金の支払い	令和9年3月上旬から令和9年4 月下旬までを目途	【那覇港管理組合】 :補助金の支払い

## 9. 応募手続き等

### (1)公募要項等に係る質問

公募要項等に関して質問等がある場合には、質問書(様式1)に必要事項を記入の上、下記によりファックスにて提出してください。

- ① 受付期間:令和8年4月1日(火)~12月28日(月)17時
- ② 提出先:那覇港管理組合 企画建設部 みなと振興課 企画・物流班  
FAX 番号:098-862-4233
- ③ 件名:「那覇港新規航路誘致促進事業に関する質問」

### (2)質問に対する回答

質問に対する回答については、原則、ホームページへの掲載により行いますが、那覇港管理組合が必要と判断した場合は、質問をした事業者のみへ回答する場合があります。

- ① 回答日時:随時
- ② 掲載 URL:那覇港管理組合ホームページ新着情報 <https://nahaport.jp/>

### (3)応募書類等の提出

下記により持参、郵送又はメールにより提出してください。なお、郵送の場合は提出期限内に到着させてください。

- ① 提出期限:令和8年4月1日(火)から令和8年12月28日(月)まで
- ② 提出先:那覇港管理組合企画建設部みなと振興課企画・物流班  
〒900-0035 那覇市通堂町 2 番 1 号(那覇ふ頭船客待合所2階)  
電話番号:098-868-2582 FAX 番号:098-862-4233

### (4)提出書類と必要部数等

#### 【申請時】

以下の様式を一連にして、3セット(原本1セット、コピー2セット)作成し、提出してください(コピーは片面でお願いします)。

- ① 補助金交付申請書(様式第1号)
- ② 上記様式第1号の別紙1~2
  - ・補助事業の実施に関する計画(別紙1)
  - ・補助事業の実施に要する経費の配分(別紙2-1 (1)全体)
  - ・ 同 上 (別紙2-2 1寄港あたり)

③ 上記様式1号の添付書類

※以下の添付書類については、外航船社のものを提出(代理店が申請する場合は併せて代理店のものも提出)

- ・会社概要(別紙3)
- ・法人の登記事項証明書
- ・直近3カ年の財務諸表

【審査結果通知後】

① 那覇港新規航路誘致促進事業に関する同意書【※要押印】

※外航船社提出(代理店が申請する場合は併せて代理店も提出)

## 10. 実証実験開始後の提出書類【参考】

実証実験開始後は、以下の資料等を提出していただくこととなります。

【実証実験実施時】

- ・月次報告書及び詳細シート
- ・中間報告書※、期末報告書 ※6ヶ月を超える場合に中間月迄分を翌月に提出

【実証実験終了後】

- ・実績報告書及び関連書類(別添:補助金様式集参照)

※その他、必要に応じて、「那覇港新規航路誘致促進事業補助金交付要綱」に基づき書類等を提出することとします。

## 11. お問い合わせ先

那覇港管理組合 企画建設部 みなと振興課 企画・物流班

〒900-0035 那覇市通堂町 2 番 1 号(那覇ふ頭船客待合所2階)

電話番号:098-868-2582 FAX 番号:098-862-4233

## 【参考】

### 那覇港輸出貨物増大促進事業(船社対象)第1期公募時の質問への回答

#### <質問>

平成30年度那覇港輸出貨物増大促進事業(船社対象)の実証実験に係る公募要項要項【第一期】の4. 支援対象 A: 那覇港における新規の国際航路の開設  
②那覇港に寄港している航路の再編により、他港を経由せずに那覇港と新たな寄港地を直接結ぶ国際航路の開設について、「国際航路の開設」の定義について、ご教示願います。

#### <回答>

○「新規の国際航路の開設」の定義について

「新規の国際航路」については、定期航路として、寄港地、寄港順、実証実験の期間等を設定し、申請時に提出する「補助事業の実施に関する事業計画書」(以下、計画書という。)に記載する必要があります。本事業においては、計画書に記載された新規の国際航路の那覇港への初寄港日を「新規の国際航路の開設日」と定義しております。

既存航路の再編の場合、再編に向けて寄港地が一部含まれていない段階、寄港順が異なる段階などが想定されますが、その段階の那覇港への寄港では「新規の国際航路の開設」とは認められません。

申請の際は、計画書に記載された内容と一致する段階での那覇港への初寄港日を「新規の国際航路の開設日」とし、実証実験の期間等を設定してください。

実際に支援の対象となるか、具体的な支援内容等については、申請時の提出書類等を確認の上、個別に判断いたします。

なお、那覇港管理組合内での審査等に要する期間を考慮し、事前にご連絡の上、予定する那覇港への初寄港日から1～2週間程度前には申請してください。